

研究主題 生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援の在り方  
— 合理的配慮を踏まえた支援ガイドブックの作成を通して —

大洗町立南中学校 教諭 兼巻 照美

研究の概要及び索引語

教職員が、生徒とのコミュニケーションが困難な状況を改善するためには、コミュニケーションが困難な状況は誰にでも起こり得るという考えに立ち、生徒と環境との相互作用という視点で、関わり方を工夫することが重要である。本研究では、合理的配慮を踏まえた支援ガイドブックを作成し、教職員が活用することで、生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援の在り方を追究する。

索引語： 生徒の特性，合理的配慮，環境との相互作用，支援ガイドブック，コミュニケーション能力

1 主題設定の理由

障害者の権利に関する条約の第24条教育の2において「(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」が示され、日本は平成26年1月に批准している。中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日）（以下「報告」という。）では、合理的配慮とは「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために」決定されるものであると示された。中学校学習指導要領解説総則編（平成20年9月）（以下「総則編」という。）では、生徒が学習内容を身に付けるためには、「個々の生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが必要」と示されている。以上のことから、生徒が教育を受ける権利を享有・行使し、学習内容を身に付けるためには、教職員が生徒の特性を十分理解し、それに応じて合理的配慮を踏まえた支援を行うことが求められていると考える。

本校では、自分の思いや考えを相手に伝えることが難しかったり、相手の話を最後まで聞くことが難しかったりする等、コミュニケーションが困難な状況を示している生徒が見られる。このような状況において、教職員は、生徒に課題があると捉え、その課題の改善に向けて生徒に努力を求め、生徒を変えようとする指導になりがちで、状況が改善されないという現状がある。これらのことから、教職員が、生徒の特性に応じて、コミュニケーションが困難な状況を改善するために合理的配慮を踏まえた関わり方を工夫することで、コミュニケーション能力を引き出す支援を行う必要があると考える。

そこで、本研究では、教職員が生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援を行うことができるように、合理的配慮を踏まえた支援ガイド

ブック（以下「支援ガイドブック」という。）を作成する。支援ガイドブックには、合理的配慮の考え方について示すとともに、コミュニケーションが困難な状況において、どのような工夫ができるかについて、関わり方の例を示す。支援ガイドブックを活用することで、教職員が合理的配慮について理解し、生徒の特性に応じて関わり方を工夫したり、変更・調整したりすることでコミュニケーション能力を引き出すことができるようにする。支援ガイドブックの活用や内容等に関して、教職員の意識調査や情報交換等により支援ガイドブックの考察を行い、研究主題に迫りたい。

## 2 研究のねらい

合理的配慮を踏まえた支援ガイドブックの作成を通して、生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援の在り方について追究する。

## 3 研究の内容

### (1) 基本的な考え方

#### ア 生徒の特性に応じたとは

総則編では、「生徒はそれぞれ能力・適性，興味・関心，性格等が異なっており，また，知識，思考，価値，心情，技能，行動等も異なっている。生徒が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには，教師はこのような個々の生徒の特性等を十分理解し，それに応じた指導を行うことが必要であり，指導方法の工夫改善を図ることが求められる。」と示されている。

上野一彦は、「個の教育ニーズを把握するとは（中略），個々の子どもの視点に立って，その子の特性と発達課題を多角的にとらえ，日々の授業や学校生活全般に活かすことに他ならない。大切なことは，『障害』でも『学校・教師が困っていること』でもなく，その子の『困っていること』や『発達課題』である。」と示している。

生徒の能力，行動等は一人一人異なり，また，日々の授業や学校生活において困っていることも様々である。そのような状況を教職員は，教職員自身が困っていることとして捉えがちであるが，生徒が困っていることとして捉え，支援を行うことが大切であると考ええる。

これらを踏まえ，生徒の特性に応じたとは，教職員が生徒の困っていることや発達課題を含めた教育的ニーズを十分理解し，一人一人に合わせた手立てを講じることと捉える。

#### イ コミュニケーション能力を引き出すとは

##### (ア) コミュニケーション能力とは

上野は，「コミュニケーションとは、聞く・話すなどの音声言語、読む・書くなどの文字言語、身振り・絵などの非言語的手段等によって意思・感情・情報を伝え合う行為」と示している。

コミュニケーションは意思や感情，情報を伝え合うことであり，相手

との双方向のやり取りによって成立すると考える。そのため、生徒とのコミュニケーションが困難な状況は、教職員の理解や配慮が十分であれば、改善されることがあると考える。生徒が相手から言われていることの意味を理解することが難しい状況であれば、本人が分かりやすいように、話し言葉とともに絵や文字等の視覚情報を用いることで教職員の意思が伝わりやすくなることがある。生徒を変えるのではなく、周りの人がコミュニケーションが困難な状況を理解し、どのように配慮していくのが重要であると考えます。

また、中邑賢龍は、道具を使わず、体一つで行えることを、その人の能力だとみなす考え方が一般的であるが、道具を使うことで、初めて本来の能力を発揮できる人もいるとし、能力観を見直す必要性について述べている。そして、「個人の『能力』は環境によっても左右される。」と示している。

教職員と生徒が互いに意思を伝え合うことが「できる」、「できない」ということは、生徒への教職員の関わり方を含めた環境との相互作用によって左右されると考える。

これらのことから、本研究では、コミュニケーション能力とは、意思や感情、情報を、様々な手段によって伝え合う力であり、この力は環境との相互作用によって左右されるものと捉える。

#### (イ) コミュニケーション能力を引き出すとは

中邑は、「我々のコミュニケーションのとり方が適切でないために、相手の意思を十分に引き出せていない」可能性を述べている。そして、「環境を整えるだけで、問題が改善されることがある」こと、「困難に着目すれば共通項が明らかになり支援が見えてくる」ことを示している。具体的には、言語が違う外国人の集団の中に入った場合、視線回避やおうむ返しといった行動が我々にも起こってくることを例に示している。つまり、このような状況において、困難さが起こり得る点では誰もが共通する。さらに、「困難さに着目するアプローチにおいては、誰もが同じようにという考えではなく、代替という発想が必要」であると示している。

コミュニケーションが双方向のやり取りによって成立することを踏まえ、教職員が、コミュニケーションが困難な状況は誰にでも起こり得るという考えに立ち、環境との相互作用の視点で関わり方を工夫することが重要であると考えます。教職員が、生徒とのコミュニケーションが困難な状況において、関わり方を工夫することにより、生徒は意思を表出しやすくなり、伝え合うことができると考えます。また、生徒の特性に応じるためには、代替手段を含めた関わり方を工夫することも含まれると考えます。

これらを踏まえ、本研究では、コミュニケーション能力を引き出すとは、生徒が相手を意識して自分の意思を表出し、伝え合うことができるように、教職員が、様々な手段を用いて関わり方を工夫することと捉える。

#### ウ 合理的配慮を踏まえた支援ガイドブックの作成について

##### (ア) 合理的配慮を踏まえたとは

資料1 (p. 4) は、学校における合理的配慮の観点である。報告では、合

理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものとされるもの」であること、「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、『合理的配慮』の観点を踏まえ、『合理的配慮』について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい」と述べられている。このことから、生徒の特性に応じて、学校における合理的配慮の観点を参考とし、合理的配慮を提供することが求められていると考える。

### 資料1 学校における合理的配慮の観点

(中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日))

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 1     | 教育内容・方法                         |
| 1-1   | 教育内容                            |
| 1-1-1 | 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮        |
| 1-1-2 | 学習内容の変更・調整                      |
| 1-2   | 教育方法                            |
| 1-2-1 | 情報・コミュニケーション及び教材の配慮             |
| 1-2-2 | 学習機会や体験の確保                      |
| 1-2-3 | 心理面・健康面の配慮                      |
| 2     | 支援体制                            |
| 2-1   | 専門性のある指導体制の整備                   |
| 2-2   | 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮  |
| 2-3   | 災害時等の支援体制の整備                    |
| 3     | 施設・設備                           |
| 3-1   | 校内環境のバリアフリー化                    |
| 3-2   | 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 |
| 3-3   | 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮            |

これらを踏まえ、本研究では、合理的配慮を踏まえたとは、生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援を行うために、報告での学校における合理的配慮の観点のうち、「1 教育内容・方法」を参考とすることと捉える。なお、合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであることに留意する。

#### (イ) 支援ガイドブックの作成について

報告では、「これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、『合理的配慮』は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分」であることが述べられている。

本校では、教職員が、生徒とのコミュニケーションが困難な状況において、生徒に意思や情報等が伝わりやすくなるように配慮を行ってきたが、さらに、合理的配慮を踏まえた一人一人への関わり方を工夫していくことが求められると考える。

そこで、本研究では、教職員が、合理的配慮の考え方について理解し、生徒とのコミュニケーションが困難な状況において、関わり方を工夫することができるようにするための支援ガイドブックを作成する。支援ガイドブックでは、まず、コミュニケーションが困難な状況の理解や、合理的配慮の考え方について示す。次に、コミュニケーションが困難な状況を想定し、どのような工夫ができるかについて、環境との相互作用の視点での関わり方の例を示す。

ただし、合理的配慮は生徒の教育的ニーズ等に応じて決定されることから、関わり方の例を参考にしながら、生徒一人一人の特性を理解し、必要に応じて

支援の方法を変更・調整していくことが必要である。

これらのことを踏まえ、本研究では、合理的配慮を踏まえた支援ガイドブックを作成することで、生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援を行うことができると考える。

(2) 主題に迫るために

ア 教職員の意識調査及び分析

図1は、合理的配慮に関する教職員の意識調査の結果である。合理的配慮について説明することができるかという問いに、「あまりできない」、「できない」を合わせると16人であった。この結果から、多くの教職員が、合理的配慮についての理解が十分ではないことが分かり、教職員への理解を促す必要があると考える。表1は、生徒とのコミュニケーションが困難な状況に関する教職員の意識調査の結果である。教職員の意識調査の項目は、文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の項目を参考とした。項目ア「自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況」があると答えた教職員は20人と最も多かった。また、項目イ「自分の思いや考えを場を考えずに話してしまう状況」と、項目ウ「相手の話を最後まで聞くことが難しい状況」があると答えた教職員は全体の半数以上であった。資料2は、生徒とのコミュニケーションが困難な状況での教職員の主な支援の方法である。教職員の主な支援は、見守りや観察、話し言葉による関わりであった。また、教

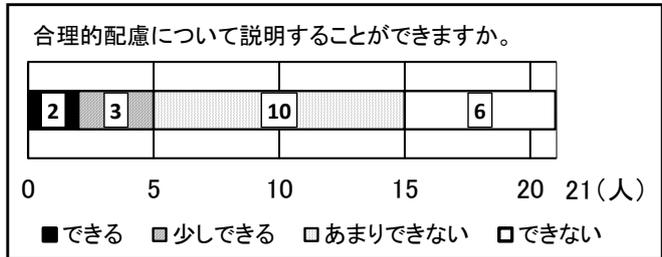


図1 合理的配慮に関する教職員の意識調査  
(平成26. 11. 5実施 大洗町立南中学校 全教職員21人)

表1 生徒とのコミュニケーションが困難な状況に関する教職員の意識調査（複数回答）

(平成26. 11. 5実施 大洗町立南中学校 全教職員21人)

	コミュニケーションが困難な状況	ある
ア	自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況	20
イ	自分の思いや考えを場を考えずに話してしまう状況	17
ウ	相手の話を最後まで聞くことが難しい状況	11
エ	相手から言われていることの意味を理解することが難しい状況	8
オ	相手の言葉を字義通りに受け止めてしまう状況	8

資料2 生徒とのコミュニケーションが困難な状況での教職員の主な支援の方法

(平成26. 11. 5実施 大洗町立南中学校 全教職員21人)

- ・見守りや観察を行う。
- ・最後まで話を聞くよう伝える。
- ・今話していることを確認し、理解できているか確かめながら話を進める。
- ・話の内容を復唱させる。
- ・今の状況を振り返らせる。
- ・生徒の話を聞く。
- ・生徒の言葉が出るまで待つ。
- ・いくつか選択できるよう話し、生徒が思っていることを一緒に考えたり、生徒が話したりできるようにする。
- ・一問一答から、次第に言葉が増えていくように待ちながら話を進める。
- ・生徒に分かりやすい言葉を選んで話をする。
- ・ゆっくり順序立てて話をする。

職員によって関わり方に差があることも分かった。これらのことから、生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援を行うために、教職員が関わり方を工夫する必要があると考える。

### イ 具体的な研究の内容及び方法

図2は、本研究の構造図である。生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援を行うことができるように、合理的配慮を踏まえた支援ガイドブックを作成する。教職員が支援ガイドブックを活用することで、合理的配慮の考え方について共通理解を図ることができるようにする。また、関わり方の工夫についての例を活用することで、生徒のコミュニケーション能力を引き出すことができるようにする。

資料3は、研究の進め方について示したものである。まず、教職員の意識調査を実施し、その結果の分析を基に、支援ガイドブックを作成する。次に、校内職員研修会を実施し、合理的配慮の考え方や支援ガイドブックの活用方法について、教職員の理解を促す。そして、支援ガイドブックを活用した実践後、授業者と情報交換会を行う。情報交換会での内容を参考とし、支援ガイドブックを修正する。さらに、修正した支援ガイドブックを活用した実践後、支援ガイドブックの考察を行う。支援ガイドブックの考察は、資料4に示す視点に基づいて、教職員の意識調査や、授業後の授業者との情報交換会を通して行う。本研究では、教職員が、生徒と関わる授業の場面を中心に支援ガイドブックを活用することとする。

### (3) 研究の実践

#### ア 支援ガイドブックの作成

資料5 (p. 7) は、支援ガイドブックの構成である。支援ガイドブックは、教職員

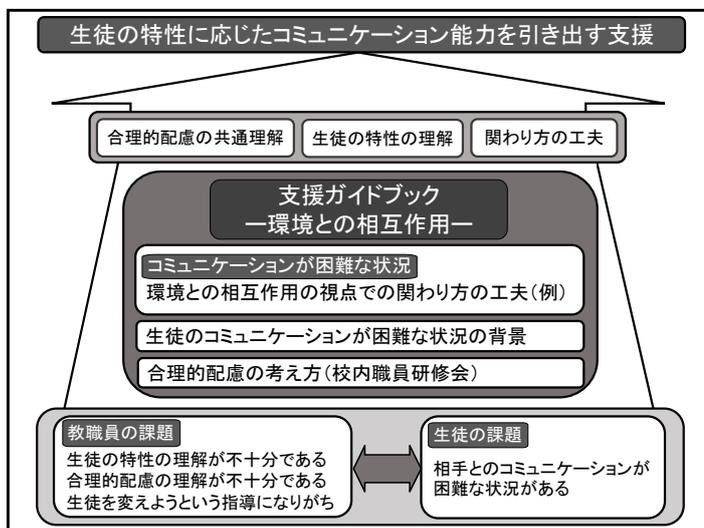
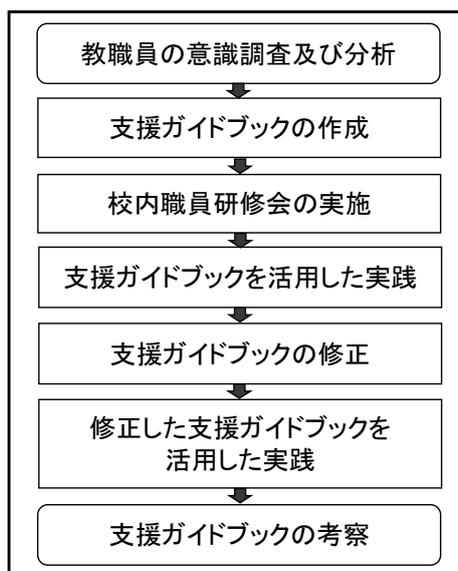


図2 研究の構造図

### 資料3 研究の進め方



### 資料4 支援ガイドブックの考察の視点

- ・合理的配慮について理解することができたか。
- ・生徒とのコミュニケーションにおける環境との相互作用の大切さを理解することができたか。
- ・支援ガイドブックを活用して、生徒への関わり方を工夫することができたか。
- ・支援ガイドブックを活用して、生徒の変容が見られたか。
- ・教職員が分かりやすく、活用しやすいものであったか。

が分かりやすく活用できるように、イラストを交えて構成した。本研究では、コミュニケーションが困難な状況は誰にでも起こり得るという考えに立ち、コミュニケーションが難しい「生徒」ではなく、コミュニケーションが困難な「状況」と記し、項立てを行った。

まず、コミュニケーションが困難な状況は環境によって誰にでも起こり得るということについて説明した。資料6は、誰にでも起こり得るコミュニケーションが困難な状況について示したものである。環境との相互作用によって、コミュニケーションの状況は変化することについて理解しやすいように、身近な例をイラストを用いて紹介した。また、コミュニケーションが困難な状況は、環境との相互作用によって改善される場合があることについて示し、コミュニケーションで大切なことは、意思を伝え合うことであることを理解できるように工夫した。資料7 (p. 8) は、環境の捉え方について示したものである。環境には、照明や騒音等の視覚的、聴覚的な刺激の他、周りの人、すなわち人との関わり、コミュニケーションも含まれると考えることを盛り込んだ。

次に、合理的配慮の考え方について理解を促すために、合理的配慮に関する法制度や、報告での合理的配慮の観点等について示した。そして、合理的配慮を踏まえた支援の考え方について、具体例を取り上げ、合理的配慮の提供とはどのようなことかについて教職員がイメージしやすいように示した。

最後に、コミュニケーションが困難な状況を五つ想定し、それぞれの状況

での関わり方の工夫例を示した。想定した五つの状況は、「自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況」、「自分の思いや考えを場を考えずに話してしまう

## 資料5 支援ガイドブックの構成

支援ガイドブック 目次	
1	コミュニケーションが困難な状況の理解
1	誰にでも起こり得るコミュニケーションが困難な状況
2	コミュニケーションについて
3	環境の捉え方
2	合理的配慮の考え方
1	合理的配慮に関する法制度等
2	合理的配慮を踏まえること
3	合理的配慮を踏まえた支援の考え方
3	コミュニケーションが困難な状況での関わり方の工夫(例)
1	自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況
2	自分の思いや考えを場を考えずに話してしまう状況
3	相手の話を最後まで聞くことが難しい状況
4	相手から言われていることの意味を理解することが難しい状況
5	相手の話を字義通りに受け止めてしまう状況

## 資料6 誰にでも起こり得るコミュニケーションが困難な状況



状況」、「相手の話を最後まで聞くことが難しい状況」、「相手から言われていることの意味を理解することが難しい状況」、「相手の言葉を字義通りに受け止めてしまう状況」とした。資料8は、自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況とその考えられる要因について示したものである。まず、教職員自身が、コミュニケーションが困難な状況におかれたことを想定することで、生徒の困っている状況を理解できるようにした。次に、生徒の特性を理解できるように、コミュニケーションが困難な状況での考えられる要因を示した。その上で資料9（p.9）に示すように、自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況での関わり方の工夫例について示した。また、関わり方の工夫例を複数示すことで、教職員が参考とし、生徒の特性に応じて実践しやすいものとなるようにした。

#### イ 校内職員研修会の実施

支援ガイドブックを活用する前に、まずは合理的配慮の考え方についての理解を促すため、校内職員研修会を実施した。初めに、本校教職員の意識調査の結果で明らかになった、生徒とのコミュニケーションが困難な状況について示した。次に、誰にでも起こり得るコミュニケーションが困難な状況を、生徒と環境との相互作用によって捉えることが大切であることを伝えた。そして、報告での合理的配慮の考え方について、学校における合理的配慮の観点に触れながら説明した。教職員がこれまで行ってきた生徒への配慮として、視力の弱い生徒の座席を前に移動することで、黒板の文字を見やすくすることや、見通しがないと落ち着かない生徒のために、本時の流れを黒板に記入しておくこと

#### 資料7 環境の捉え方

多くの人が過ごしやすい環境が、ある人にとっては、そうではない場合もあります。生徒への支援を行う場合、生徒と環境との相互作用の視点で関わり方を工夫していくことが大切です。

ここでの環境には、照明や騒音等の視覚的、聴覚的な刺激の他、周りの人、すなわち人との関わり、コミュニケーションも含まれると考えます。



#### 【環境として考えられるもの】



#### 資料8 自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況とその考えられる要因

風邪をひいて声が出ない時は、筆談や指差しによって自分の思いを相手に伝えようとします。それでもうまく伝えられない時は、絵や写真を用いるのではないのでしょうか。声が出る状況でも、自分の考えを相手に伝えることが難しいことがあります。自分の考えがよく整理できていなかったり、相手に言われていることの意味が理解することが難しいこともあります。



#### 考えられる要因

- ・言語発達の遅れがあったり、異なった意味理解をしたりする。
- ・手順や方法に独特のこだわりがある。
- ・数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする。
- ・実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難である。
- ・学習内容の習得が困難である。
- ・文や文章を構成する力が弱い。
- ・記憶力が弱い。
- ・性格や心理的な課題がある。

を例として示した。このような配慮に加えて、これからは合理的配慮を踏まえ、関わり方を工夫していく必要があることを伝えた。最後に、教職員一人一人に支援ガイドブックを配付し、活用方法について説明した。

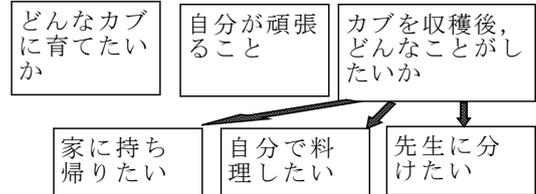
#### ウ 支援ガイドブックを活用した実践

生徒とのコミュニケーションが困難な状況において支援ガイドブックを活用した授業実践を行った。事前に授業者と打合せを行った後、通常の学級と特別支援学級の4学級で実践に取り組んだ。資料10は、支援ガイドブックを活用した実践後における授業者との情報交換会の主な内容である。授業者が学習プリントを拡大したり、学習の流れをホワイトボードに記入したりする等、視覚情報の提示を工夫することで、生徒に情報が伝わりやすくなり、コミュニケーションが困難な状況が改善される様子が見られた。しかし、関わり方を工夫することばかりに着目してしまい、対象生徒の目標が曖昧になってしまったという意見や、また、授業者が関わり方を工夫したことにより、コミュニケーションが困難な状況がどのように改善されたかの見取りが不十分であったという意見が出されていた。これらのことを踏まえ、支援ガイドブックを活用する際には、対象生徒の目標を明確にした上で、どのような関わり方が有効であるかについて、十分検討しておくことが重要であると考え。また、支援ガイドブックに示した関わり方の工夫例を参考にし、生徒の特性に応じて変更・調整することが難しい場面も見られたため、具体的な関わり方の工夫例を追加し、教職員が活用しやすいものに修正する必要があると考え。

#### 資料9 自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況での関わり方の工夫例（一部抜粋）

【例】予想される生徒の思いや考えをいくつかカードに書いておき、生徒が選択できるようにする。

カブの種まきをする時



生徒がカードを選んだ後、それを見て学習プリントに記入することもできます。

カードの情報は、文字だけ、文字やイラスト、写真等の組み合わせが考えられます。カードへの目線や指差し、文字や絵、写真の名前等を読み上げることで、生徒の意思を引き出すことができます。

生徒の意思を引き出すために、カードにどのような情報を載せるかが重要なポイントとなります。カードの選択は、グループ学習やペア学習で意見を求められた時にも使えます。



#### 資料10 支援ガイドブックを活用した授業実践後における授業者との情報交換会の主な内容

- ・重要語句が空欄になっている学習プリントを拡大し、黒板に掲示することで、生徒に情報が伝わりやすくなり、生徒から学習内容についての質問があった。
- ・学習の流れをホワイトボードに記入することで、生徒が見通しを持ちやすくなった。
- ・板書の中で、生徒に注目してほしい箇所にマグネットを貼ることで、生徒が黒板のどこを見ればよいのか、視覚的に分かりやすくなり、その箇所を見ながら教師の説明を聞くことができた。
- ・生徒とのコミュニケーションが困難な状況をどう改善することができたのか、見取りが曖昧であった。
- ・授業前に、生徒の特性について理解することが不十分であった。
- ・ペア学習を取り入れたが、学習のねらいやコミュニケーションが困難な状況にある生徒の目標が曖昧であったため、ペア学習によるねらいも曖昧になってしまった。

## エ 支援ガイドブックの修正

資料11は、自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況での関わり方の工夫について追加した例である。ICレコーダー等の支援機器を活用した例についても示した。その際、身近なものを用いて代替できる手段についても盛り込み、支援機器を用いることが難しい場合にも活用できるようにした。コミュニケーションが困難な状況を五つ想定したが、それぞれの状況において、考えられる要因が重複するものもあり、それぞれの状況での関わり方の工夫例も活用することができると思う。そのため、想定したそれぞれのコミュニケーションが困難な状況の関連性について示した。そして、支援ガイドブックの最後には、教職員が生徒の特性について理解するために、発達障害の定義等についての資料を加えた。

## オ 修正した支援ガイドブックを活用した実践

通常の学級での授業において、修正した支援ガイドブックを活用した実践を行った。ここでの実践では、通常の学級との交流及び共同学習を行っている特別支援学級に在籍する生徒も対象としている。事前に授業者と打合せを行い、4学級で実践を行った。事前の打合せでは、関わり方の工夫を考える前に、まず授業者と話し合い、学習のねらいや対象生徒の目標を明確にした。次に、コミュニケーションが困難な状況がどのような場面で多くあるのか、また、対象生徒の得意なことやコミュニケーションが困難な状況が改善されるのは、どのような場面なのか等について、授業者からの意見を聞いた。そして、対象生徒の目標を達成するためには、どのような関わり方が有効であるか、授業者のアイデアも取り入れながら、実践前の準備を行った。実践では、視覚教材として、学習プリントの構成や立体模型等の工夫や、既存のホワイトボードやマグネット等の活用によって関わり方を工夫した。

## (4) 支援ガイドブックの考察

### ア 情報交換会から

資料12 (p. 11) は、修正した支援ガイドブックを活用した実践後における授業者との情報交換会の主な内容である。支援ガイドブックを活用して関わり方を工夫した場合の、授業での対象生徒の様子や、授業者の意識の変容について情報交換を行った。授業者からは、関わり方を工夫したことで生徒の変容を見取ることができたという意見も出されていた。また、今回の実践をきっかけに、これまで活用していた学習プリントを改善していく必要がある

## 資料11 自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況での関わり方の工夫例 (追加) (一部抜粋)

**【例】生徒が文字を用いて伝えることを支援する。  
ーテキスト入力専用の機器を持ち歩く。ー**

### 学校での利用に向くテキスト入力機器

学校での対応次第で、使える機器が変わってきます。タブレット型端末やスマートフォン、電子辞書等の使用許可があれば、それらを使うことができます。インターネットやゲームができないテキスト入力専用の小さな機器で、文章を作成できるものがあります。

キーボードでローマ字を入力するためには、ローマ字の理解が必要になります。そのため、音韻認識の苦手な生徒には難しい場合があります。また、手作業が不得手で、書字に苦しんでいる生徒は、ブラインドタッチで苦労する場合があります。

ICレコーダーで音声データをつくる方法もあります。



という意見があった。対象生徒を今までより、よく観察し、どのような状況で何に困っているのか、そして、関わり方をどう工夫するとよいのかを考えて実践していききたいという意見があった。また、関わり方を工夫したが、ワークシートや情報提示の方法に改善すべき点があることに気付き、次の授業に生かしていききたいという意見もあった。これらのことから、対象生徒とのコミュニケーションが困難な状況において、授業者が環境との相互作用の視点で関わり方を工夫したことが分かった。今後も、教職員が関わり方を工夫することでの生徒の変容を見取り、関わり方を変更・調整していくことが重要であると考えられる。また、修正した支援ガイドブックを活用した実践を基に、関わり方の工夫を更に追加することで、汎用性が高められると考えられる。

#### イ 教職員の意識調査から

図3は、修正した支援ガイドブックを活用して実践を行った教職員16人の意識調査の結果である。支援ガイドブックを活用して、生徒への関わり方を工夫することができたかの質問に対し、教職員全員が、「できた」又は「だいたいできた」を選択した。

図4 (p.12)は、校内職員研修会や修正した支援ガイドブックに関する教職員の意識調査の結果である。質問1は、合理的配慮の考え方について理解することができたか、質問2は、生徒とのコミュニケーションにおける環境との相互作用の大切さを理解することができたかについての内容である。いずれの質問に対しても、回答した教職員全員が、「できた」又は「だいたいできた」を選択した。

#### 資料12 修正した支援ガイドブックを活用した実践後における授業者との情報交換会の主な内容

##### 関わり方の工夫

- ・視覚的教材の工夫を行った。(掲示物、イラストや数字、文字等のカード、立体模型の作成、学習プリント、ホワイトボード、マグネット、付箋の活用)
- ・学習プリントの工夫を行った。(イラストや文字をかく量を調整した学習プリントの作成)
- ・学習形態の工夫を行った。(個人学習、ペア学習等の導入)
- ・学習する場の工夫を行った。(学習内容の理解に応じて、場所を移動した。)

##### 対象生徒の様子

- ・視覚的教材を見ながら学習のねらいを明確に持つことができた。教師が視覚的教材を用いて情報を伝え、生徒がまずまっている箇所を差し示すことでやり取りができ、手立てを講じることができた。
- ・言葉だけの説明よりも、視覚的教材があることで、教師の伝えたいことが生徒に伝わりやすくなった。
- ・生徒が自分に合う学習プリントを、自ら選んで記入し、書き終わった後の時間を用いて、教師と実験の予想について話し合うことができた。立体模型を用いた教師の説明を集中して聞くことができた。

##### 授業者の変容

- ・関わり方を工夫したことが、対象生徒以外の生徒のコミュニケーションが困難な状況を改善することにもなった。これからも工夫していく必要がある。
- ・視覚的教材を工夫し、活用したことは、教師の話し言葉だけの指示や説明より生徒に伝わりやすくなった。また、生徒も教師に視覚的教材を通してどこでつまずきがあり、どこがよく取り組むことができていたかを伝えることができた。
- ・対象生徒をよく観察し、今後も関わり方を工夫していききたい。

修正した支援ガイドブックを活用して、生徒への関わり方を工夫することができましたか。



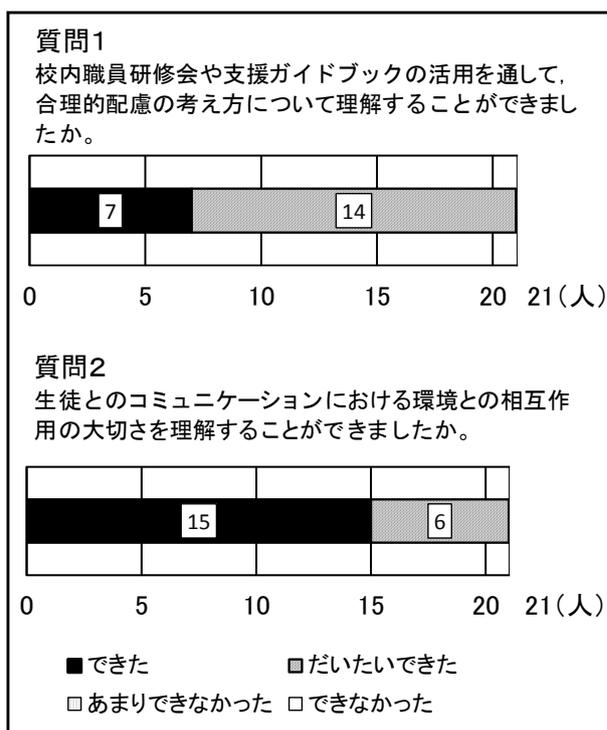
図3 修正した支援ガイドブックを活用して実践を行った教職員の意識調査

(平成27.1.26実施 大洗町立南中学校 修正した支援ガイドブックを活用して実践を行った教職員16人)

このことから、教職員は、校内職員研修会や支援ガイドブックの活用を通して、合理的配慮の考え方と、生徒とのコミュニケーションにおける環境との相互作用の大切さについて、理解することができたと考える。

資料13は、修正した支援ガイドブックを活用して実践を行った教職員の主な支援の方法について示している。教職員が生徒に分かりやすく伝わるように短い文で端的に話す等、話し方を工夫したり、話すことと同時に、視覚情報を用いたりしていることが分かった。生徒に変容を求める関わりではなく、教職員が環境との相互作用の視点で関わり方を工夫している記述が多く見られた。また、関わり方の工夫は、対象生徒だけではなく、その他のコミュニケーションが困難な状況にある生徒にも有効な支援であったと考える。今後、生徒の特性に応じ、関わり方を工夫した結果、生徒にどのような変容が見られたかについて、学年会等で教職員の共通理解を図っていくことが大切であると考える。

資料14 (p. 13) は、修正した支援ガイドブックについての教職員の主な記述内容である。合理的配慮や環境との相互作用、関わり方の工夫等について、参考となる等の意見があった。課題としては、「環境との相互作用を考える際の前提となることに、その生徒を理解することやアセスメントが必要と考える。」、「過不足なく合理的配慮を提供するための見極めについても支援ガイドブックに含めてほしい。」等の意見もあった。支援ガイドブックを活用しやすいものにするために、想定されるコミュニケーションが困難な状況や、関わり方の工夫例を追加したり、合理的配



**図4 校内職員研修会や修正した支援ガイドブックに関する教職員の意識調査**

(平成27. 1. 26実施 大洗町立南中学校 全教職員21人)

**資料13 修正した支援ガイドブックを活用して実践を行った教職員の主な支援の方法 (自由記述)**

(平成27. 1. 26実施 大洗町立南中学校 修正した支援ガイドブックを活用して実践を行った教職員16人)

**関わり方の工夫**

- ・活動内容の指示を出す時、内容を黒板に掲示し、話し方を工夫した。
- ・指示内容の手順を黒板に書き、生徒が見て確認できるようにした。
- ・説明や指示を出す際に、短い文で端的に伝えるようにした。
- ・授業や学級活動で指示や説明をする際に、やることの順番を整理して伝えた。
- ・生徒が自分の今の状況を客観的に捉えられるよう、場面や時間を図式化した。

**生徒の様子**

- ・カードに示されている情報を生徒が指差すことで、生徒が今取り組んでいる課題で分からない箇所を教職員が理解し、支援することができた。
- ・生徒の発言をホワイトボードに記入することで、生徒が視覚的に自分の思いや考えを確認し、まとめることができた。
- ・絵を描き示すことで、生徒が文章の意味を理解することができた。

慮についての更に詳しい資料を示したりする等、改善していく必要があると考える。また、生徒の特性に応じて関わり方を工夫することができるよう、生徒とのコミュニケーションが困難な状況を改善するために有効な手立てについて、計画的に教職員間で共通理解を図る機会を設けることが必要であると考え。

#### ウ 生徒の変容から

自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況では、生徒に視覚情報を用いながら説明をすることで、生徒の意思を引き出す様子が見られた。例えば、音楽の授業において生徒が課題に取り組む際には、手立てとなるアルトリコーダーの運指の方法についての情報を載せたカードを2種類用意しておき、本人が使いやすい方を選択して、参考としながら、課題に取り組む様子が見られた。ペア学習の際には、カードを見て、ペアになった生徒と指使いを確認しながら、学習活動に取り組む様子が見られた。視覚情報の工夫は、自分の思いを場を考えずに話してしまう状況にある生徒にも有効であった。

相手の話を理解することが難しい状況では、学習プリントに生徒が記入する量を調整したことで、学習内容について授業者と確認する余裕ができた。そして、学習プリントに記入することや授業者と確認した内容を基に、同じグループの生徒と話し合いながら、学習に取り組むことができた。授業のまとめの際には、授業者が立体模型を用いながら説明することで、生徒に情報が伝わりやすくなった。

想定した複数項目のコミュニケーションが困難な状況においては、生徒が選択するコース別の学習を取り入れた。コースは、個人で次の課題に取り組むコースと、既習内容の復習を生徒同士や授業者と話し合いながら行うコースの二つであり、対象生徒は、既習内容の復習コースを選択した。学習の場を移動し、話しやすい場と雰囲気があることで、ふだんからコミュニケーションをとりやすい生徒と話し合いながら学習を進めている様子が見られた。

実践では、対象生徒だけでなく、その他の生徒にも、授業者からの情報が伝わりやすくなり、生徒が意思を授業者に伝える様子を見ることができた。コミュニケーションが困難な状況が改善されたことにより、生徒が意欲的に学習に取り組んだり、学習内容の理解が深まったりする様子が見られたと考える。

### 資料14 修正した支援ガイドブックについての教職員の主な記述内容（自由記述）

（平成27.1.26実施 大洗町立南中学校 全教職員21人）

#### 合理的配慮について

- ・法律に関することが示しており、新しい情報やそうなった経緯などを知ることができる。

#### 環境との相互作用について

- ・自分にもコミュニケーションが困難な状況が起こり得るという視点で捉えることができる。

#### 関わり方の工夫について

- ・生徒の特性に応じて関わり方を調べることができる。
- ・コミュニケーションが困難な状況での考えられる要因と、それに対する関わり方の工夫が具体的に書いてあり、自分の授業でどのような工夫をしたらよいか、イメージが湧いてくる。
- ・具体的で様々な関わり方の工夫例があり、実践する時の参考にすることができた。
- ・生徒の特性に応じて変更・調整するのが難しい。

#### その他

- ・環境との相互作用を考える際の前提となることに、その生徒を理解することやアセスメントが必要であると考える。
- ・過不足なく合理的配慮を提供するための見極めについても支援ガイドブックに含めてほしい。

#### 4 研究のまとめ

本研究では、合理的配慮を踏まえた支援ガイドブックの作成を通して、生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援の在り方を追究した結果、次のことが明らかになった。

- (1) 教職員が、支援ガイドブックを活用することにより、合理的配慮の考え方やコミュニケーションにおける環境との相互作用の大切さについて理解し、生徒への関わり方を工夫することができた。
- (2) 教職員が、生徒の困っていることに着目し、環境との相互作用の視点で関わり方を工夫することで、生徒の意思を表出しやすくし、生徒と意思を伝え合うことができた。

#### 5 今後の課題

- (1) 教職員が、生徒の特性に応じた合理的配慮についての共通理解を図り、コミュニケーションが困難な状況にある生徒に、関わり方を工夫することができるよう、支援ガイドブックに想定されるコミュニケーションが困難な状況や関わり方の工夫例を追加し、発展性のあるものにしていきたい。
- (2) 合理的配慮についての考え方や、環境との相互作用の視点での関わり方について、学校生活での様々な場面における生徒とのコミュニケーションが困難な状況で、生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援を行うことができるように、教職員への理解を更に深めていくとともに、生徒同士のコミュニケーションが困難な状況における関わり方についても検討していきたい。

#### <引用文献>

文部科学省 中学校学習指導要領解説総則編 平成20年9月

上野一彦編著 「特別支援教育の理論と実践Ⅱ指導」 金剛出版 平成24年4月

上野一彦編著 「軽度発達障害の教育 LD・ADHD・高機能PDD等への特別支援」 日本文化科学社 平成19年9月

中邑賢龍著 「AAC入門 コミュニケーションに困難を抱える人とのコミュニケーションの技法」 ころりソースブック出版会 平成26年5月

中邑賢龍編著 「バリアフリー・コンフリクト」 東京大学出版会 平成24年9月

中邑賢龍編著 「発達障害の子を育てる本」 講談社 平成24年9月

#### <参考文献>

文部科学省 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部） 平成21年6月

茨城県教育研修センター 「特別支援学級スタート応援ブック【授業づくり編】」 平成25年3月

中邑賢龍編著 「タブレットPC・スマホ時代の子どもの教育」 明治図書 平成25年5月

研究主題 生徒の特性に応じたコミュニケーション能力を引き出す支援の在り方  
副題 -合理的配慮を踏まえた支援ガイドブックの作成を通して-

授業日	月	日 ( )	校時	場所	クラス	—	教科 ( )
単元 授業内容							
授業のねらい (一言で)							
A評価							
B評価							
対象生徒							
対象生徒のねらい (一言で)							

コミュニケーションが困難な状況の例（支援ガイドブックより）

- ① 自分の思いや考えを相手に伝えることが難しい状況
- ② 自分の思いや考えを場を考えずに話してしまう状況
- ③ 相手の話を最後まで聞くことが難しい状況
- ④ 相手から言われていることの意味を理解することが難しい状況
- ⑤ 相手の言葉を字義通りに受け止めてしまう状況

RTIモデル RTIはresponse to instruction (または intervention)

RTIを要約すれば、**学力もしくは行動面で困難をもつ児童の早期判断のための多段階アプローチ**である。

- (第Ⅰ段階) 学業に失敗する危険性のある生徒を判断する一般的スクリーニングとして、通常の学級でのすべての生徒に対する望ましい指導提供を行う。
- (第Ⅱ段階) 失敗する危険度の在る生徒（つまり教室ですべての生徒に提供される指導では効果のなかった者）には、通常の標準的な手順によって科学的な指導が供与される。
- (第Ⅲ段階) 第Ⅱ段階で用意された指導に生徒が期待される反応をしなければ、望ましい反応が達成されるまでさらなる追加の指導が用意される。

授業者との打合せカード

先生

	授業日	月	日 ( )	校時	場所	クラス	—	教科 ( )
授業前の確認事項	単元 授業内容							
	授業のねらい (一言で)							
	A評価はどう なりますか							
	B評価はどう なりますか							
	対象生徒							
	対象生徒のね らい (一言で)							
授業中の観察	生徒の様子							
授業後	教職員の変容							
	対象生徒の変容 (授業で分 かったこと, 楽しかったこ と等)							